

2017年1月5日 全4頁

FinTech、電子決済等代行業者などを巡る 金融制度WG報告書の概要

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2016年12月27日、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」報告書が公表された。
- 報告書には、①金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションの促進、②電子決済等代行業者（中間的業者）に対する登録制の導入、③金融機関によるオープンAPIの導入に関する方針、損失分担ルールなどの策定・公表、④銀行代理業に対する規制の見直しなどが盛り込まれている。
- 今後、金融審議会総会・金融分科会への報告、所要の法令改正などが行われるものと考えられる。

1. 金融制度WG報告書の公表

2016年12月27日、金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」（座長：岩原紳作早稲田大学大学院法務研究科教授）（以下、金融制度WG）は、「金融制度ワーキング・グループ報告～オープン・イノベーションに向けた制度整備について～」¹（以下、金融制度WG報告書）を公表した。

金融制度WGは、いわゆるFinTechへの対応などについて審議を行ってきた「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ」（2015年5月～12月）、「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（2015年7月～12月）²を統合する形で³、金融審議会に

¹ 金融庁ウェブサイト (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20161227-1.html) に掲載されている。

² これらのワーキング・グループにおける議論・提言を踏まえた法制上の対応として、2016年5月に「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」が成立している。詳しくは、下記レポートなど参照。

拙稿「FinTech対応 銀行の議決権保有規制等の緩和」（2016年4月13日付レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160413_010819.html

拙稿「仮想通貨を巡る制度整備」（2016年5月20日付レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160520_010904.html

設置されたものである。主に決済関連法制の整備等について審議が行われてきた。

今回、公表された金融制度 WG 報告書は、いわゆる「オープン・イノベーション⁴に関連して、とりわけ早期の対応が求められる電子決済等代行業者の取扱い等⁵」について、審議結果をとりまとめたものである。

「電子決済等代行業者」とは、「中間的業者」とも呼ばれるもので、主に、顧客サイドからの委託を受けて、顧客と銀行等の間でサービス（例えば、顧客に代わって銀行等に対して振替指図を行なう、銀行等から口座情報を取得し、それを統合・解析した形で顧客のスマートフォン上に表示する、など）を提供する業者のことである。銀行等からの委託を受けて預金・融資・為替に関する契約の代理等を行う「銀行代理業」とは異なるものと位置づけられている。

EUにおいて、2015年、決済サービス指令（Payment Services Directive）が改正され、「電子決済等代行業者」に相当する「決済指図伝達サービス提供者（PISP）」や「口座情報サービス提供者（AISP）」に対する規制の枠組みが整備されたことも参考にされた模様である⁶。

2. 金融制度WG報告書のポイント

金融制度 WG 報告書の内容は多岐にわたるが、その提言にかかわる箇所のポイントをまとめると、概ね、次の通りである。

1. FinTechの進展と対応の方向性

- ◇利用者保護や不正の防止、システムの安定性等を適切に確保しつつ、FinTechによるイノベーションを通じ、利用者利便や企業の生産性向上、ひいては、我が国金融・経済の発展を目指す。
- ◇FinTechの進展等の環境変化に対応していくためには、金融機関とFinTech企業とのオープン・イノベーションを進めていくことが重要である。
- ◇FinTechの動きを利用者利便や企業の生産性向上等につなげていく観点から、特に、顧客の視点に立脚したイノベーションが重要な課題となる。

拙稿「FinTech、仮想通貨などを巡る銀行法等改正法、成立」（2016年6月8日付レポート）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160608_010961.html

拙稿「FinTechに関連した規制上の取り組み」（『大和総研調査季報』2016年7月夏季号（Vol. 23）掲載）

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160901_011188.html

³ 平成28年7月28日開催金融制度ワーキング・グループ（第1回）議事録

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/gijiroku/20160728.html、岩原座長発言参照。

⁴ 「外部との連携・協働による革新」（金融制度WG報告書p.3）のこと。

⁵ 金融制度WG報告書p.1。

⁶ 平成28年10月28日開催金融制度ワーキング・グループ（第3回）「事務局説明資料」

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryou/20161028.html など参照。

2. オープン・イノベーションに向けた制度的枠組みの整備

(1) 電子決済等代行業者に対する規制

◇電子決済等代行業者に登録制を導入し、顧客から資金を預からないことを前提に、次のような規制を課す（注1）。

- ①適正な人的構成（欠格事由等）
- ②必要に応じた財務要件
- ③情報の適切な管理
- ④業務管理体制の整備等

◇電子決済等代行業者が、金融機関と接続して顧客に対して電子決済等代行サービスを提供する場合には、原則、金融機関との契約締結を求める（注2）。

◇上記の接続は、API（注3）接続が念頭にあるが、スクレイピング（注4）による接続も、金融機関との契約に基づくものであれば、猶予期間経過後であっても可能とする。金融機関は、情報管理体制の整備等が十分である業者に対して、これ（スクレイピング）を認めることができる。

(2) 金融機関におけるオープン API

◇オープン・イノベーションの取組みに参加しようとする金融機関においては、一定期間内に、オープン API に対応できる体制の整備に努める。

◇金融機関は、小規模業者等の接続を合理的理由なく拒否しないよう、契約締結の可否の判断基準を策定・公表する。当該基準を満たす業者とは、原則として、契約を締結する。

◇金融機関は、オープン API の導入に関する方針、（オープン API を導入した場合には）業者との間で締結する契約において顧客に生じた損失の分担（金融機関及び電子決済等代行業者と顧客との間の損失分担ルール）を定め、公表する（注5）。

(3) その他

◇リスク・ベースの適切な情報セキュリティに係る基準を、業界団体等の関係者が FISC（金融情報システムセンター）を中心として自主的に形成することを期待する。

◇API 接続の利用料は、関係者において、情報の内容等に応じ、適切に設定されることが重要である。

◇金融機関と電子決済等代行業者においては、電子決済等代行サービスの提供に関連して、個人情報保護法等の関連法令も踏まえ、顧客情報の適切な取扱いが図られる必要がある。

3. 電子決済等代行業者規制導入を受けた銀行代理業規制の取扱い

◇銀行代理業の該当性（どのような場合に、電子決済等代行業者が銀行代理業の資格も併せて取得する必要があるか？）を明確化する。

◇銀行代理業について、一定の届出義務、人的構成確保義務の見直しを検討する。

（注1）例えば、家賃や公共料金等の口座振替を代行する業者など、口座振替契約に基づき定期的に特定の口座のみに振替を行っている業者については、適切な要件を定めた上で、登録制の対象としない方向が示されている（金融制度 WG 報告書脚注 28）。

（注2）業者のうち、「決済指図の伝達は行わず、口座情報の取得・顧客への提供のみを行う者については、金融機関がオープン API を導入するために必要な期間を勘案し、一定期間、契約締結を猶予する」とこととされている（金融制度 WG 報告書 p. 8）。

（注3）API（Application Programming Interface）とは、「銀行以外の者が銀行のシステムに接続し、その機能を利用することができるようにするためのプログラムを指し、このうち、銀行が FinTech 企業等に API を提供し、顧客の同意に基づいて、銀行システムへのアクセスを許諾することを『オープン API』という」とされている（金融制度 WG 報告書脚注 8）。

（注4）スクレイピング（scraping）とは、「一般に、ウェブページの HTML データを解析し、データの抽出や加工を施す方法により、必要なデータを収集する手法」と定義されている（金融制度 WG 報告書脚注 10）。電子決済等代行業者の場合、顧客から ID、パスワードを預かって銀行システムにアクセスする方法が利用されているようだ。

（注5）「電子的取引等をめぐる私法上のルールが必ずしも確立されていない現状において、一般的な規律を規定することは難しいが、当面の対応として、責任保険への加入の可能性等を含め、関係者の申し合せによる取組み等が検討されるべき」とされている（金融制度 WG 報告書脚注 32）。

3. 今後の予定

金融制度 WG 報告書は、今後、金融審議会総会・金融分科会において報告される予定である。また、金融制度 WG 報告書の提言に沿って、所要の法令改正が進められるものと思われる。

なお、金融制度 WG 自体は、決済関連法制で積み残したテーマがあるため、審議を継続する模様である⁷。

⁷ 金融制度 WG 報告書 p. 1。論点として、例えば、「資金移動業に近接したプリペイドカードの取扱い」、「(送金上限なく) 為替取引のみを行う業者の位置づけ」、「損失分担ルールなど欠落している要素の整備」などが指摘されている（平成 28 年 10 月 18 日開催金融制度ワーキング・グループ（第 2 回）「資料①（決済をめぐる法制面の論点）」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/financial_system/siryoku/20161018.html） pp. 1-3）。